

【ABC 消費者情報 Vol. 201】

◎排水管洗浄の営業にご注意ください

「定期清掃で地域一斉に排水管を高圧洗浄するというチラシが入っていたが、依頼する必要があるのか」といった相談が寄せられています。

○アドバイス

- ・排水管を定期的に清掃することは管理上好ましいことですが、排水管が汚れていても、すぐに清掃が必要になるとは限りません。
- ・行政が宅地内の排水管洗浄を業者に委託することはありません。
- ・洗浄を依頼する場合には、他の業者から見積りを取るなど、よく検討しましょう。
- ・契約について困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512